

# 事務局説明資料

# 人生100年時代における資産形成

---

平成31年4月12日

金融庁



# 1. 現状分析

# 平均所得金額・所得代替率は主要国より低い

- 日本の高齢者世帯の平均所得金額は欧米主要国を大きく下回る。また、日本の公的年金の所得代替率は、OECD平均を大きく下回り、私的年金を含む所得代替率は、OECD平均をやや下回る。

## 各国の平均所得金額

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
全世帯の平均所得金額	560.2万円	821.3万円	588.1万円	608.0万円
高齢者世帯 <sup>(※)</sup> の 平均所得金額 (勤労所得・年金を含む。)	318.6万円	629.5万円	450.1万円	454.7万円

(※)高齢者世帯:日本は65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。  
アメリカ・イギリスは世帯主が65~74歳の世帯。ドイツは世帯主が65~69歳の世帯。

1ドル=110円、1ポンド=145円、1ユーロ=124円で換算。

(資料)日本:厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」

アメリカ、イギリス、ドイツ:労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較(2018)」から1世帯当たりの年間所得を推計。

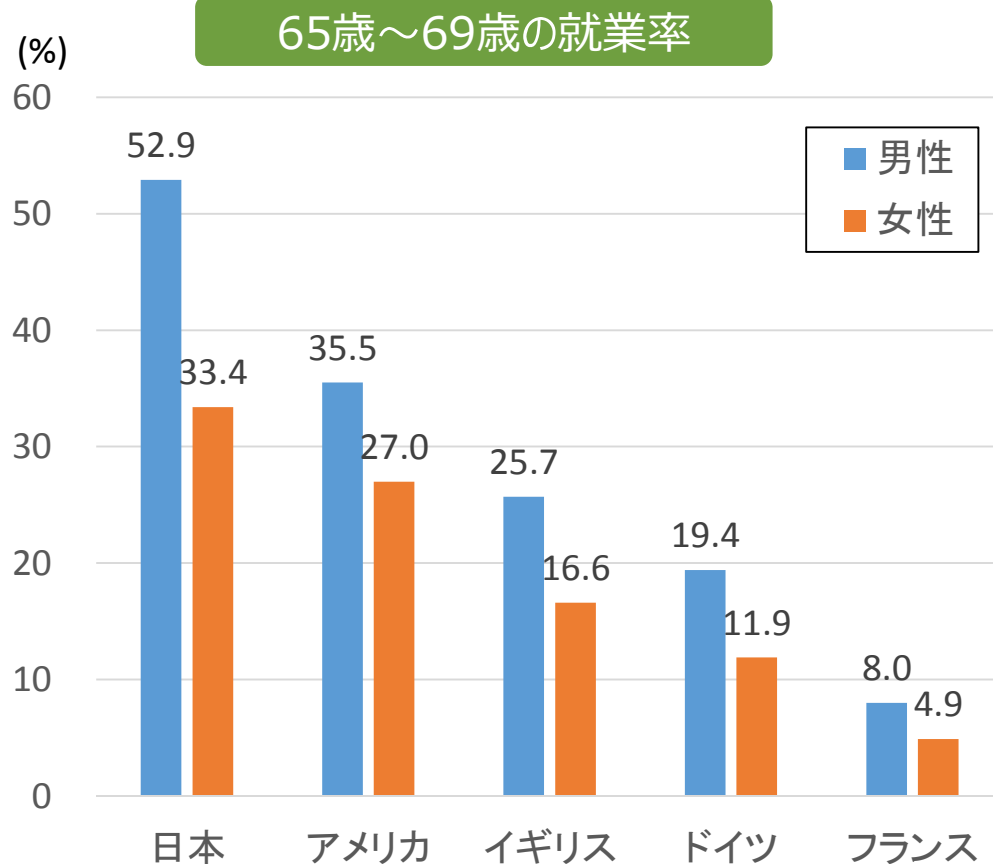
## 各国の所得代替率

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	OECD平均
所得代替率 (公的年金のみ)	34.6%	38.3%	22.1%	38.2%	60.5%	40.6%
所得代替率 (DB・DC含む)	57.7%	71.3%	52.2%	50.9%	60.5%	58.7%

(資料)OECD(2017),Pensions at a Glance 2017、2016年に20歳で労働市場に参入し、各国の標準的な支給開始年齢(日本:65歳)までの期間を、平均賃金で就労し、保険料を納付し続けた場合の年金の所得代替率。単身モデルであり、配偶者の基礎年金は含まれていないことなど、日本の財政検証における所得代替率とは異なっている。

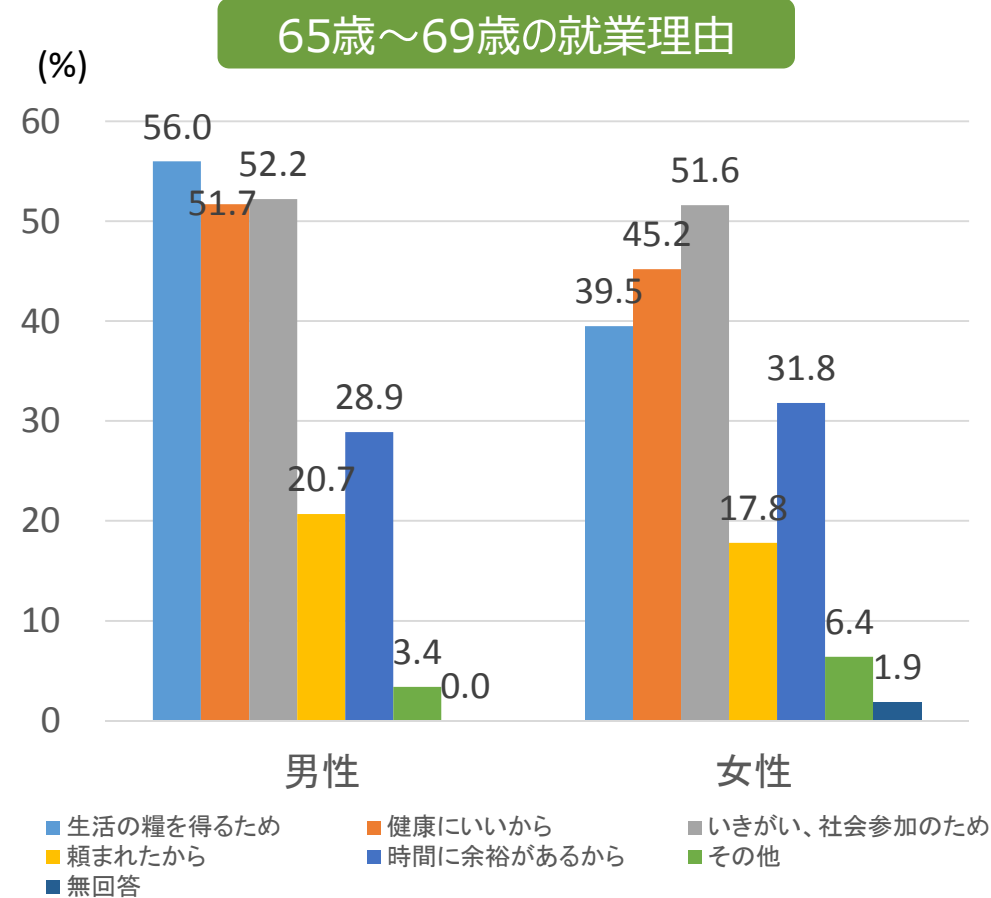
# 日本の高齢者の就業率は、諸外国と比べ高い

■ 日本の65～69歳の就業率は、諸外国に比べ高く、就業理由については、過去のアンケート調査によると、男性では、「生活の糧を得るため」「いきがい、社会参加のため」「健康にいいから」の順で割合が高い。



(注) 2016年の各国の就業率

(資料) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較(2018)」



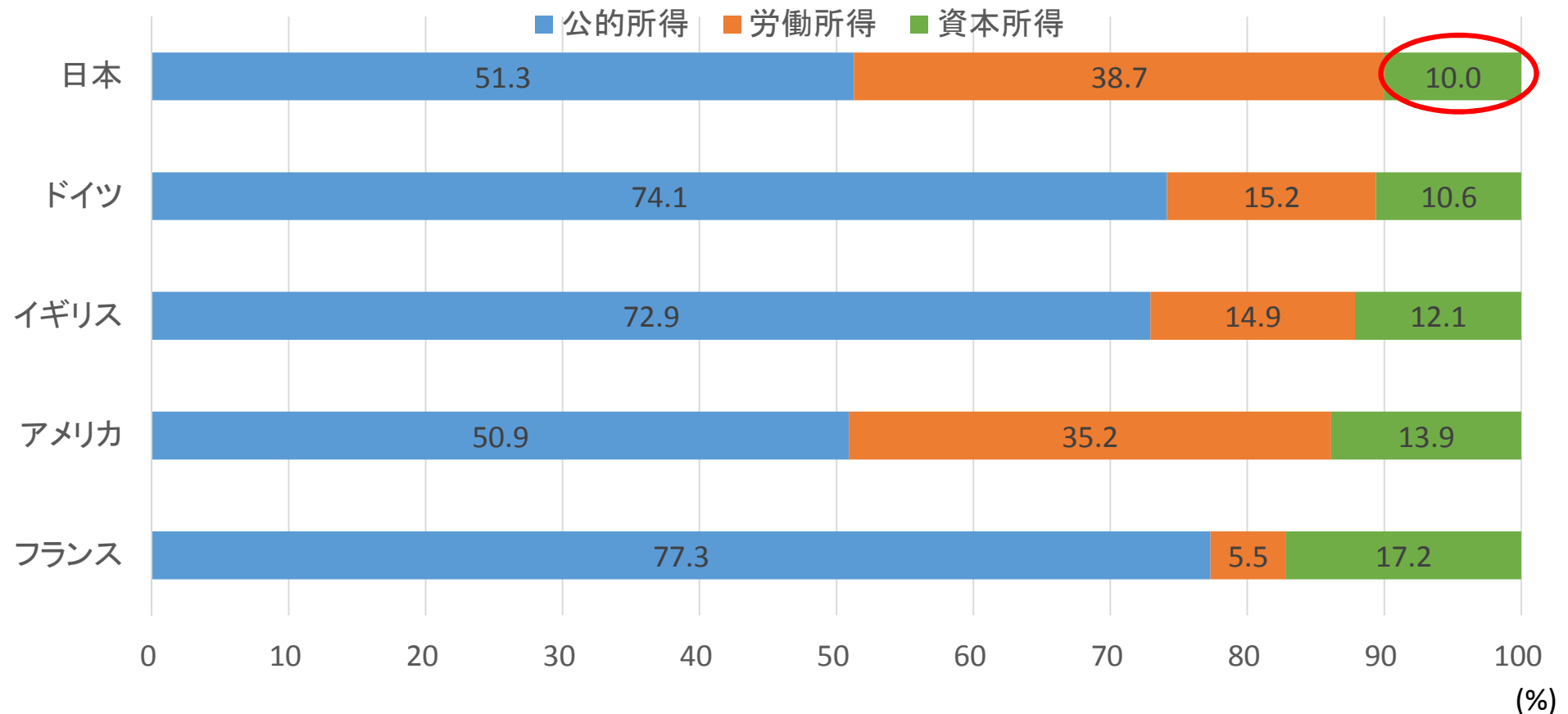
(注) 2011年7月現在の就業等の状況に対する意識を尋ねたもの(複数回答)

(資料) 労働政策研究・研修機構「高齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(2011年)

# 日本の高齢者の資本所得の割合は低い

- 日本の高齢者の所得の内訳を見ると、諸外国と比べ、労働所得の割合が高く、公的所得（公的年金）・**資本所得（私的年金や非年金貯蓄としての収入）の割合が低い**。
- ただし、日本では、少子高齢化が進行することを考えれば、公的所得に期待することは困難な面も。

## 各国の高齢者（65歳以上）の所得の内訳



(注)労働所得は給与所得と自営業所得を含む。日本は2012年、ドイツ・フランスは2014年、イギリス・アメリカは2015年の所得の内訳。

(資料) OECD(2017), Pensions at a Glance 2017

## 2. 今後の課題

## 課題①：長寿化

- 60歳の夫婦のいずれかが、少なくとも95歳まで生存する割合は5割弱。

60歳の人のうち各年齢まで生存する人の割合

	2015年推計	1995年推計
80歳	78.1%	67.7%
85歳	64.9%	50.0%
90歳	46.4%	30.6%
95歳	<b><u>25.3%</u></b>	14.1%
100歳	8.8%	—

(注) 割合は、推計時点の60歳の人口と推計による将来人口との比較。1995年推計では、100歳のみの将来人口は公表されていない

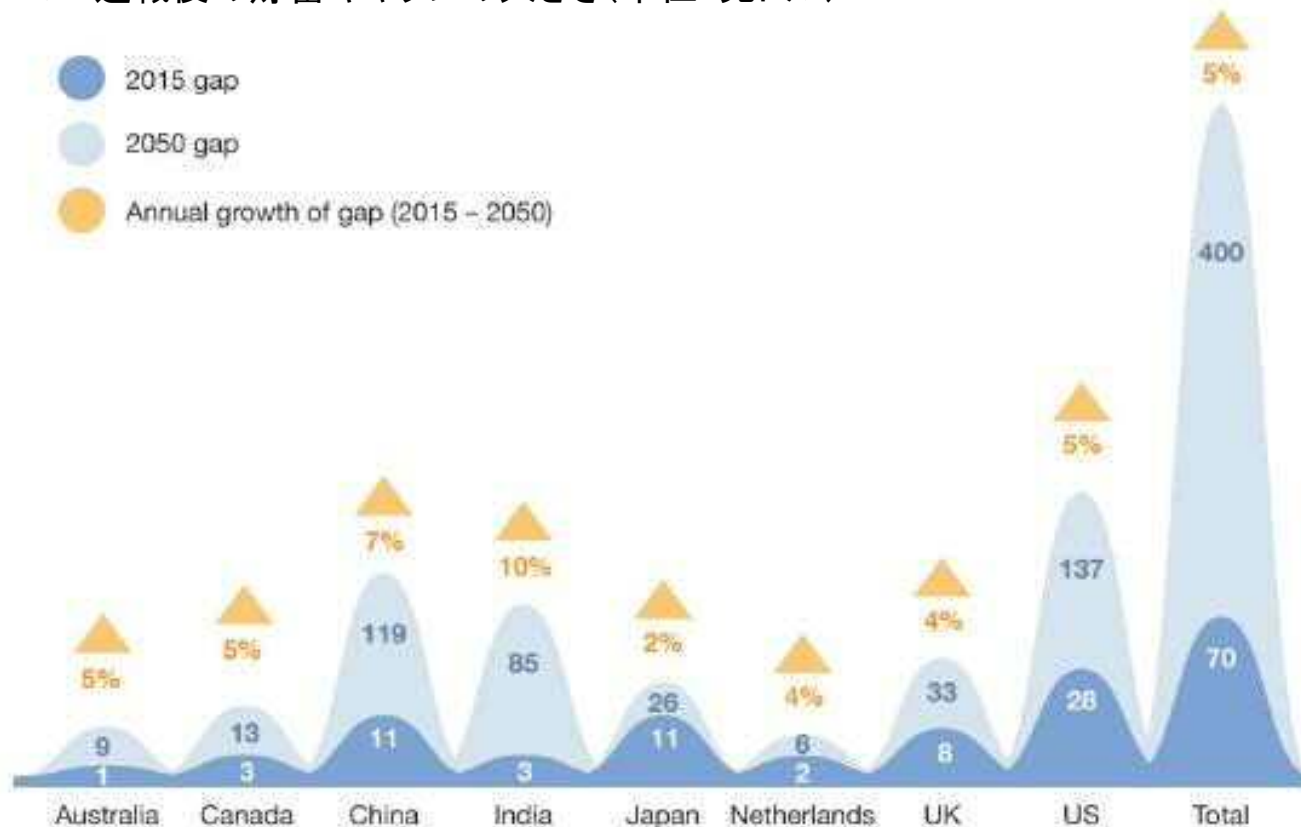
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」(中位推計)より、金融庁作成



# 日本においても2050年で約26兆ドル不足（世界経済フォーラムの試算）

- 世界経済フォーラムは、2017年5月に公表した“*We'll Live to 100 – How Can We Afford It?*” において、退職後の貯蓄ギャップが主要国でどの程度生じているか、更に2050年までにどの程度拡大するかについて試算。
  - 所得代替率70%を維持するために、公的年金、企業年金、私的年金の合計が、どの程度不足しているかを計算したもの。
- 日本は、既に高齢化比率が高いこと等から、ギャップの拡大率は年2%と比較的低いが、2050年で25.7兆ドル不足するとされている。
- インドや中国は、高齢化比率が今後大幅に上昇する、インフォーマルセクターの労働者が多い、中間層の拡大が急速、などから、このままだとギャップが急速に拡大するとしている。

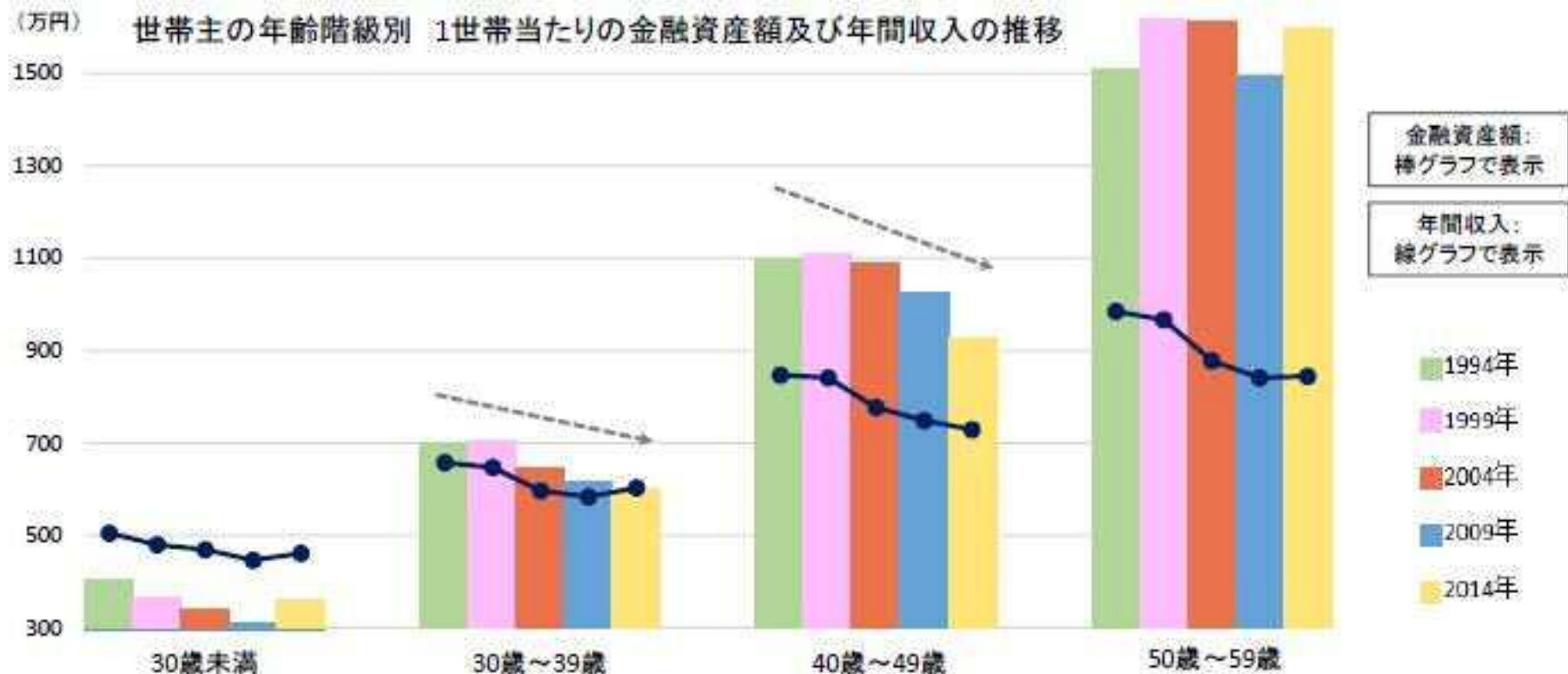
## ▽ 退職後の貯蓄ギャップの大きさ(単位:兆ドル)



(資料) World Economic Forum

## 課題②：現役世代（特に30代・40代）の収入・貯蓄の減少

- 現役世代については、収入が減少傾向。金融資産額は、30代・40代の家計を中心に減少しており、資産形成が十分に行えていない。



(出所) 総務省「全国消費実態調査」

(注1) 世帯は二人以上世帯。

(注2) 金融資産額は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計額。

(注3) 年間収入は、世帯主以外の世帯員を含む世帯全体の1年間の収入。

# 日本の家計貯蓄率はOECD平均より低い

- 日本の家計貯蓄率（※）は、高齢化等を背景に低下傾向にあり、2.6%とOECD平均4.8%より低い。

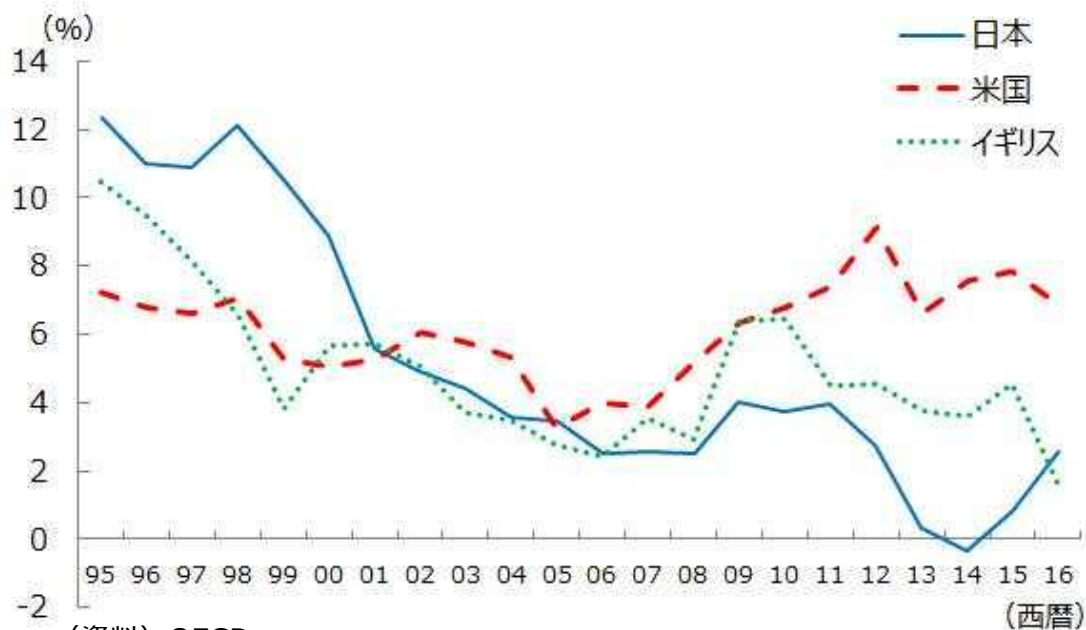
## 各国の家計貯蓄率（2016年）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	OECD平均
家計貯蓄率	2.6	6.9	1.6	9.8	8.2	4.8

（※）家計貯蓄率は、「家計貯蓄／家計可処分所得」。

（資料）OECD

## 日英米の家計貯蓄率の推移

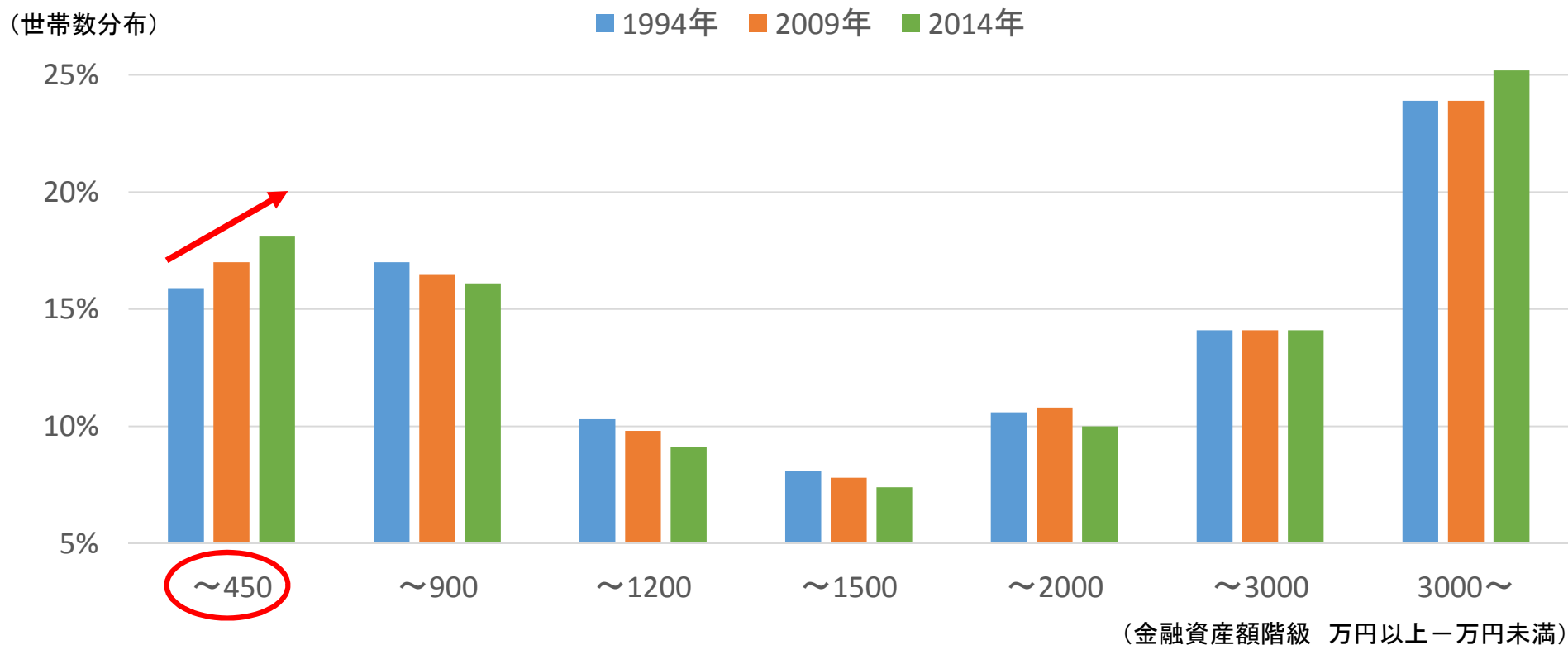


（資料）OECD

# 課題③：金融資産額が少ない高齢者世帯の割合が上昇

- 高齢者夫婦のみ世帯(※)の金融資産額の世帯数分布を見ると、金融資産額3,000万円以上の世帯の割合が最も大きい。
- 一方、**金融資産額が少ない世帯（450万円未満）の割合が上昇**し、二極化が進んでいる。

### 高齢者夫婦のみ世帯の貯蓄の状況



(※) 高齢夫婦のみ世帯は、「高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。

(資料) 総務省「全国消費実態調査」

# 65歳で退職後の30年、世帯で月25万円の生活費を支出する場合の試算

※各個人によって、退職後の支出及び収入は大きく異なるため、一律に必要な資産形成額を示すものではない。

- 退職後の30年、例えば、月25万円の生活費及びその他の費用（住宅・医療等）を支出するとした場合、公的年金に加え、退職金や私的年金の受給に加え、1,500万円～3,000万円の資産形成を行うことが想定される（A+B+C）。
- 退職金や私的年金の受給予定がない場合は、例えば、月25万円の生活費を支出するとして、1,000万円～2,000万円程度の資産形成を行うことが想定される（A+C）。

退職後の支出(月25万円+α)	退職後の収入と必要な資産形成額	
<b>9,500万円 ~ 1億1,000万円</b>  ○ 退職後の生活費 <b>9,000万円</b> (24.8万(※1) × 12月 × 30年(※2))  ○ 住宅の修繕費、医療費、車の買換え費等 <b>500万円 ~ 1,000万円</b>  ○ 介護費用 <b>0 ~ 1,000万円(※3)</b>	<b>①</b> 公的年金 (基礎+厚生年金)	<b>8,000万円</b> (22.1万円(※4) × 12月 × 30年)
	<b>②</b> 退職金・私的年金  (減算項目) 住宅・教育ローンの返済	<b>1,000万円(※5) ~ 2,000万円(※6)</b> (2.7~5.5万円 × 12月 × 30年) (退職金+確定給付年金 or 企業型DC or iDeCo)
		<b>▲1,000万円 ~ 0</b>
	<b>③</b> 資産形成額	<b>1,500万円 ~ 3,000万円</b> (4.1~8.3万円 × 12月 × 30年)

※1 総務省「家計調査(平成29年年報)」における二人以上の世帯(世帯主の年齢が65歳以上)の1か月間の消費支出より。

※2 65歳で退職してから95歳までの30年を想定。

※3 介護費用の平均(生命保険文化センター): 初期費用80万円+(月額7.9万円 × 12月 × 10年)=1,028万円

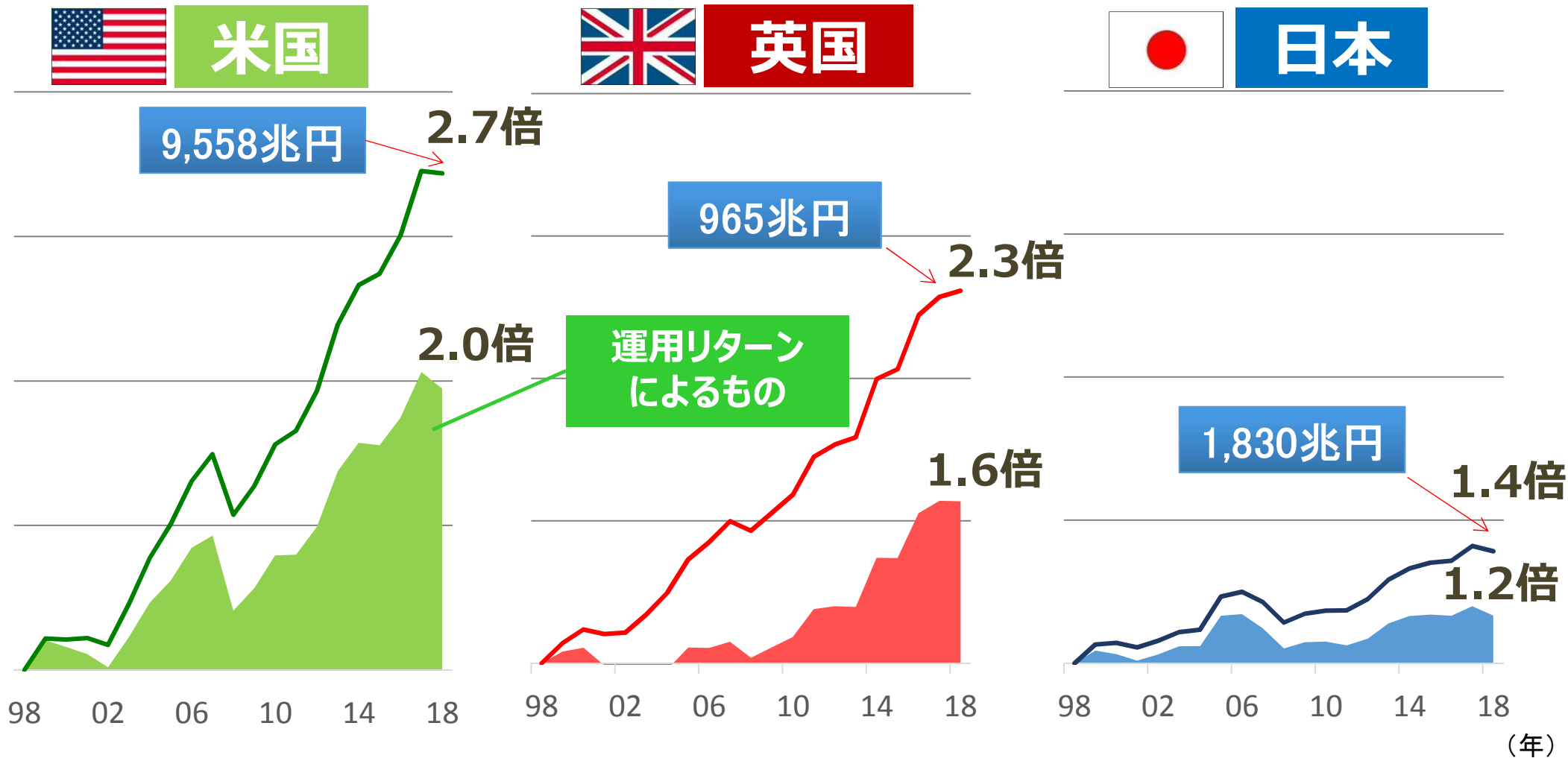
※4 厚生労働省「平成30年度の年金額改定」における「夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額」より。

※5 東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」における従業員が10人~299人の都内中小企業のモデル退職金額(1,139万円)

※6 労務行政研究所「2012年度モデル退職金・年金の支給水準」における上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業のモデル退職金(2,109万円)

# 日本では運用リターンによる金融資産額の伸びが小さい

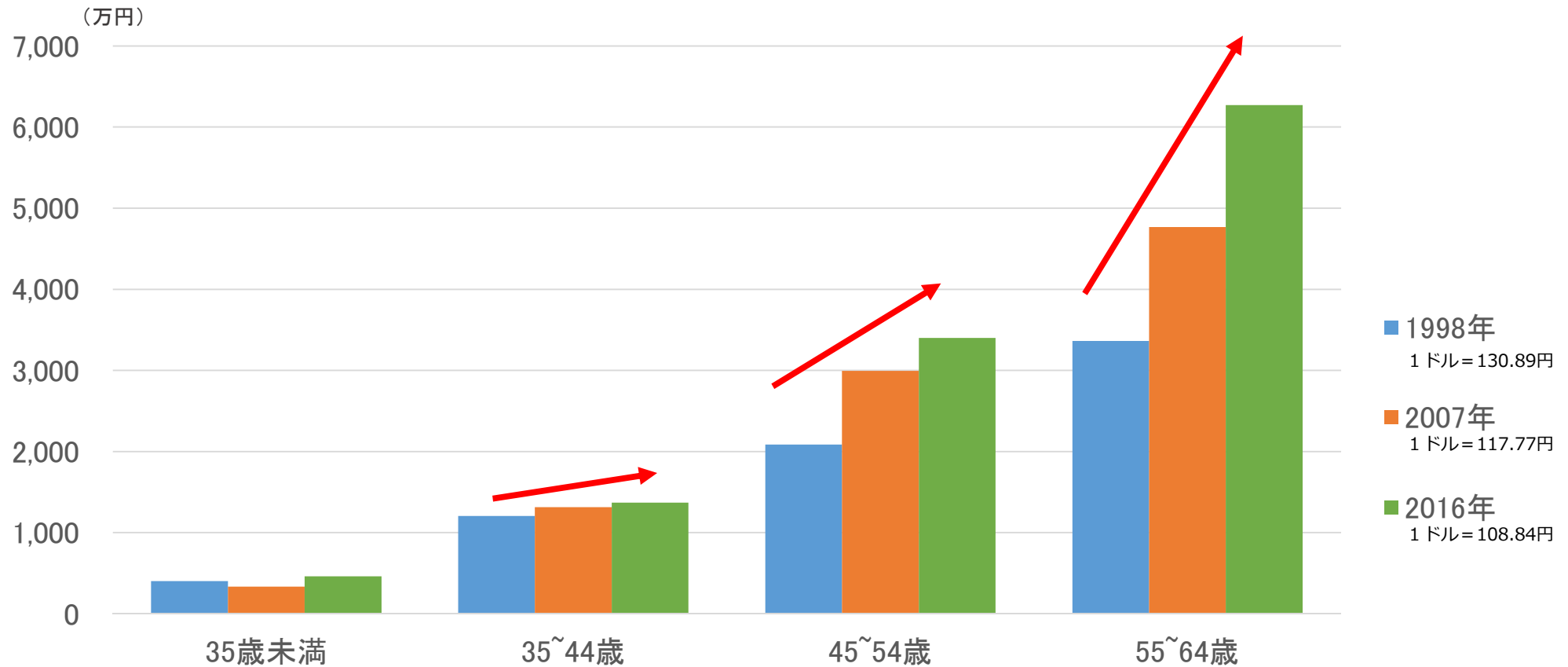
■ 1998年からの20年を見ると、米国・英国では、それぞれマクロの家計金融資産は2.7倍、2.3倍へと伸びているが、日本では1.4倍に留まっている。背景として、運用リターンの違いも大きく影響していると分析される。



(資料) FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

# 米国現役世代の金融資産額は増加

- 米国では、足下の20年で、35歳未満、35～44歳で金融資産額は微増しているとともに、45～54歳、55～64歳で大きく増加している。

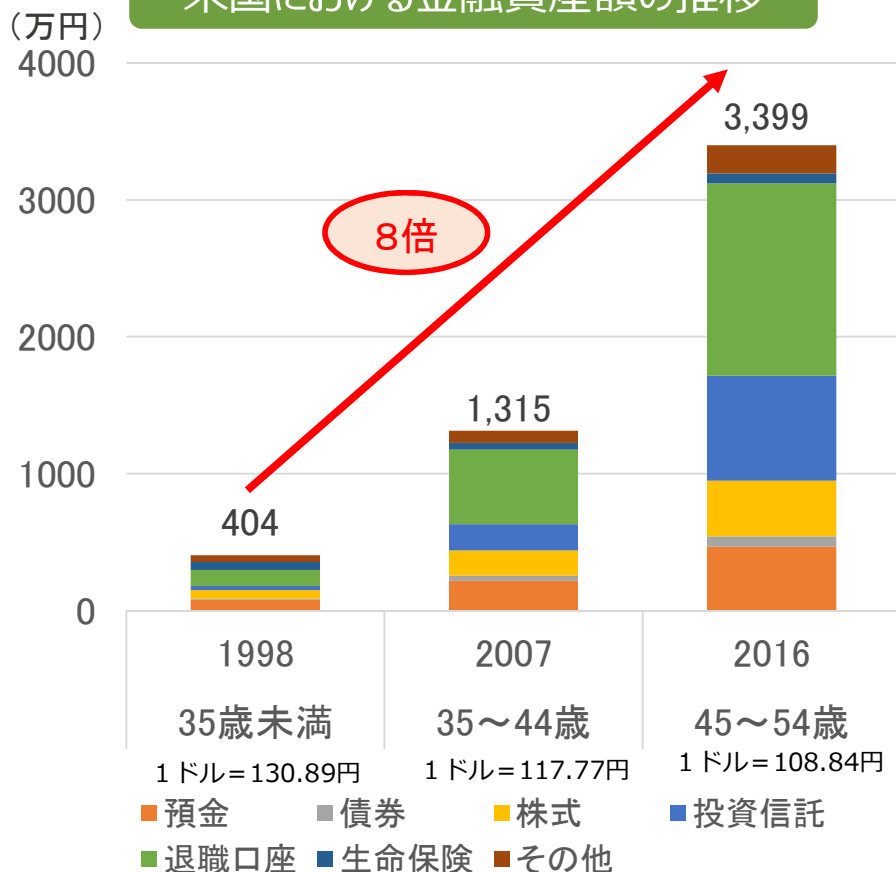


(資料)FRB「Survey of Consumer Finances」

# 日本では効果的な資産形成が行われていない

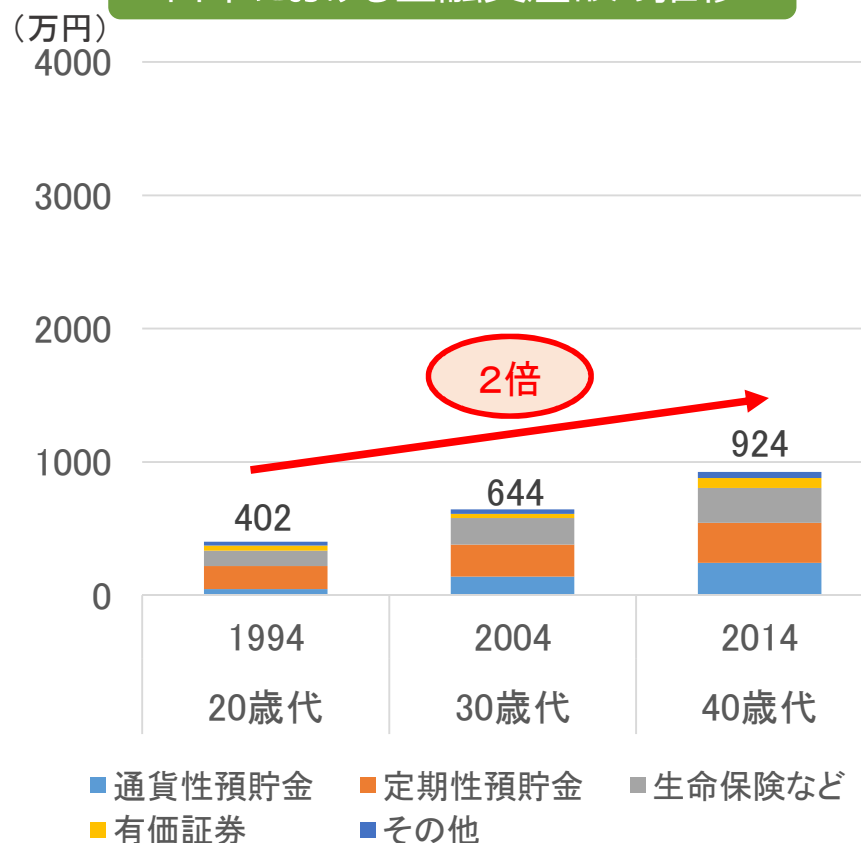
- 米国では、退職口座（IRA、401(k)等）、投資信託を中心として、現役時代から資産形成を継続した結果、金融資産は20年間で8倍強に増加。
- 日本では、貯蓄率が低下傾向にあり、かつ、預貯金の割合が高いため、20年間で2倍程度にしか増加しておらず、効果的な資産形成が行えていない。

米国における金融資産額の推移



(注)金融資産額は、各年の円ドル相場の平均を用いて円換算。  
(資料)FRB「Survey of Consumer Finances」

日本における金融資産額の推移



(資料)日本銀行「外為為替市況」、総務省「全国消費実態調査」



### 3. 制度のあり方

# iDeCoとつみたてNISAの特徴

- 年金制度であるiDeCoや財形（年金・住宅）は、払出しや拠出可能年齢に一定の制限が設けられている一方、つみたてNISAは柔軟に利用できるといった特徴がある。
- 老後を含め、ライフイベントに応じた支出を賄うために資産形成を行う観点からは、つみたてNISAを活用した資産形成を進めていくことが必要ではないか。

	非課税枠	払出制限	商品の特性	拠出可能年齢	税制優遇
iDeCo	年間14.4万円～ 81.6万円 (例えば、40歳から20 年間利用した場合、 288万円～1,632万円)	<b>あり</b> (原則、60歳まで)	<b>元本確保型 が約6割</b>	<b>原則、20歳以上 60歳未満</b>	<b>大</b> ・掛金が全額所得控除 ・運用益が非課税 ・受給時の公的年金等 控除等
財形 (年金・住宅)	550万円	<b>あり</b> (年金は原則、60歳ま で。住宅は原則、住宅 の購入等まで。)	<b>元本確保型 が大半(※)</b>	<b>55歳未満 の勤労者</b>	<b>小</b> ・運用益が非課税
つみたて NISA	760万円 (年間40万円×19年)	<b>なし</b>	<b>長期・積立・分散 投資に適した 投資信託のみ</b>	<b>20歳以上 (上限なし)</b>	<b>小</b> ・運用益が非課税

(※)大手金融機関からのヒアリングによる。

(参考)

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限	
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時		
私的年金	確定給付企業年金(DB) ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金算入  E	一部控除 〔生命保険料控除〕	課税停止(注)  E	なし (中途引出し可)	
	確定拠出年金(DC) ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度(掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	【企業型DC】 原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) 【個人型DC】(iDeCo) 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出限度額あり		全額控除 〔小規模企業共済等掛金控除〕		【年金払い】雑所得(公的年金等控除)	支給開始年齢まで払出不可
	厚生年金基金 ・企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半(一定の範囲で事業主の負担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 〔社会保険料控除〕		【一時金払い】退職所得又は一時所得	支給開始年齢まで払出不可
	適格退職年金 ・一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 〔生命保険料控除〕		T (t)	なし (中途引出し可)
非課税貯蓄・投資	NISA ・非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益及び配当等について非課税	【一般NISA】 投資限度額:年120万円(非課税期間5年間) 【つみたてNISA】 投資限度額:年40万円(非課税期間20年間)	〔事業主拠出なし〕	税引き後所得から拠出	非課税	なし	
	財形住宅(年金)貯蓄 ・特定目的の給与天引きの貯蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の合算で元本550万円が上限		T	E	E	住宅取得・年金支払以外の払出は遡及課税

(注) 積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から平成32年3月までは課税停止とされている。

(備考) 上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

(資料) 政府税制調査会「財務省説明資料(個人所得課税)」(2018年10月23日)

(注) 表中のEは「Exempt」(非課税)、Tは「Taxed」(課税)の略。(t)は、退職所得控除など一定の税制優遇が適用可能であることを示す。

# つみたてNISAの更なる普及・定着が必要

- 現在の高齢者世帯の所得水準や長寿化などの今後の課題を踏まえれば、つみたてNISAをはじめとする税制優遇制度を活用した資産形成を更に普及・定着させていくことが必要。

	利用者数	日本の成人人口 (1億500万人) に占める割合	残高	利用者当たりの残高
つみたてNISA	104万口座	1.0%	927億円 (H30.12末買付額)	約9万円
一般NISA	1143万口座	10.9%	7.7兆円 (H29.12末)	約70万円
iDeCo (加入者・運用指図者)	172万人	1.6%	1.6兆円 (H30.3末)	約115万円
財形(年金・住宅)	245万件	2.3%	4.8兆円 (H30.3末)	約195万円

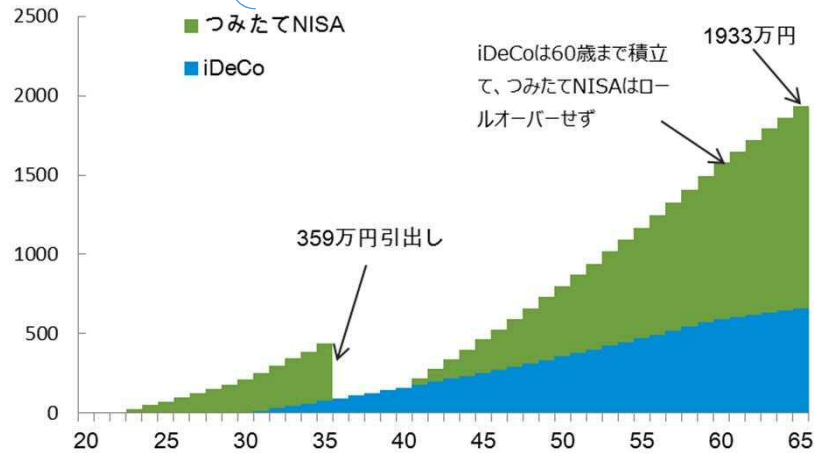
(資料) つみたてNISA・一般NISA: 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」、iDeCo: 国民年基金連合会「iDeCoの加入等の概況(平成31年1月)」、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2002年3月末～2018年3月末)」、財形(年金・住宅): 厚生労働省「財形貯蓄制度の実施状況(平成29年度)」

# つみたてNISAとiDeCoは互いに補完しあう関係

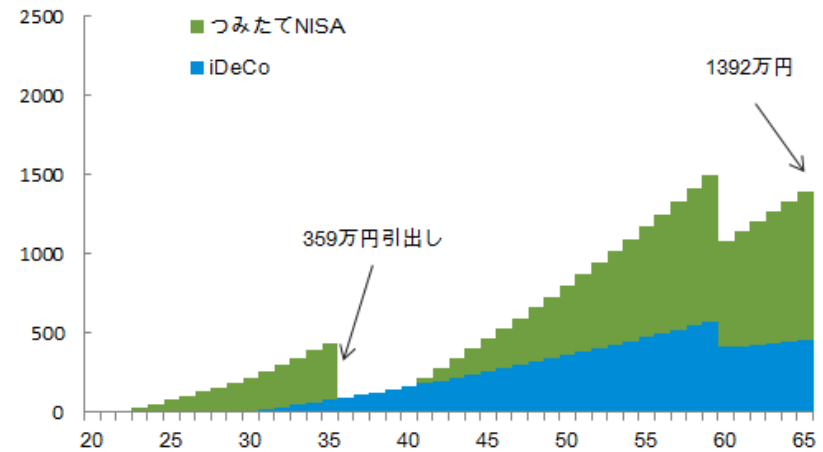
■ つみたてNISAとiDeCoを併用することで、住宅購入や不慮の支出に対応しつつも、生涯を通じた資産形成が可能。複利効果を考えると、早期からの利用が望ましい。 ※ 全てのケースで年2%の利回りを想定

## 1. 理想的なケース

- 23歳からつみたてNISA(年24万)。35歳で住宅購入頭金のため全額引き出し、5年間はローン返済を優先。
- 31歳からiDeCo開始(年14.4万円)
- 41歳からつみたてNISA再開(年39.6万円)

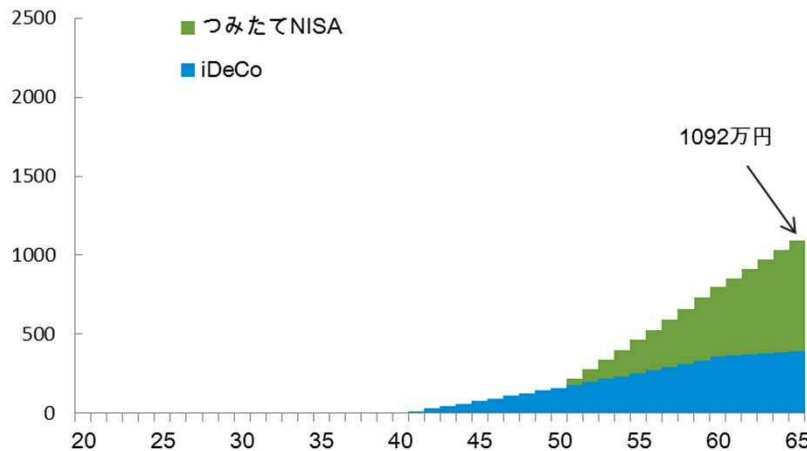


## 2. 60歳時点で金融危機(-30%の下落)が生じたケース



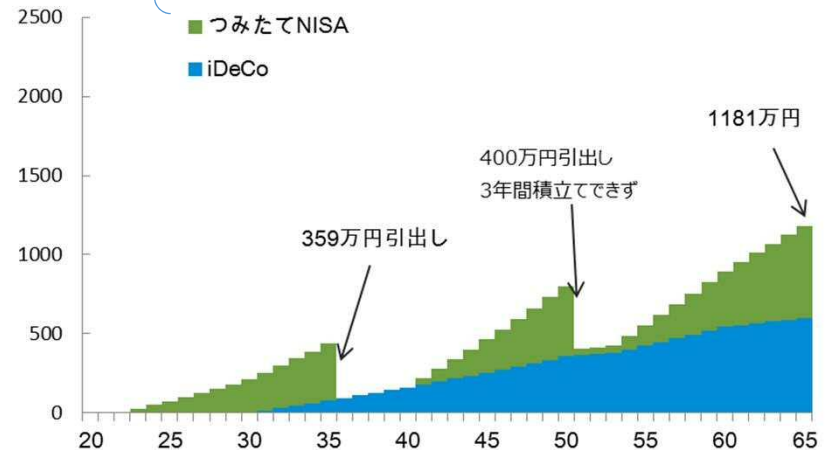
## 3. つみたて開始が遅れたケース

- 41歳からiDeCo開始(年14.4万円)
- 51歳からつみたてNISA開始(年39.6万円)

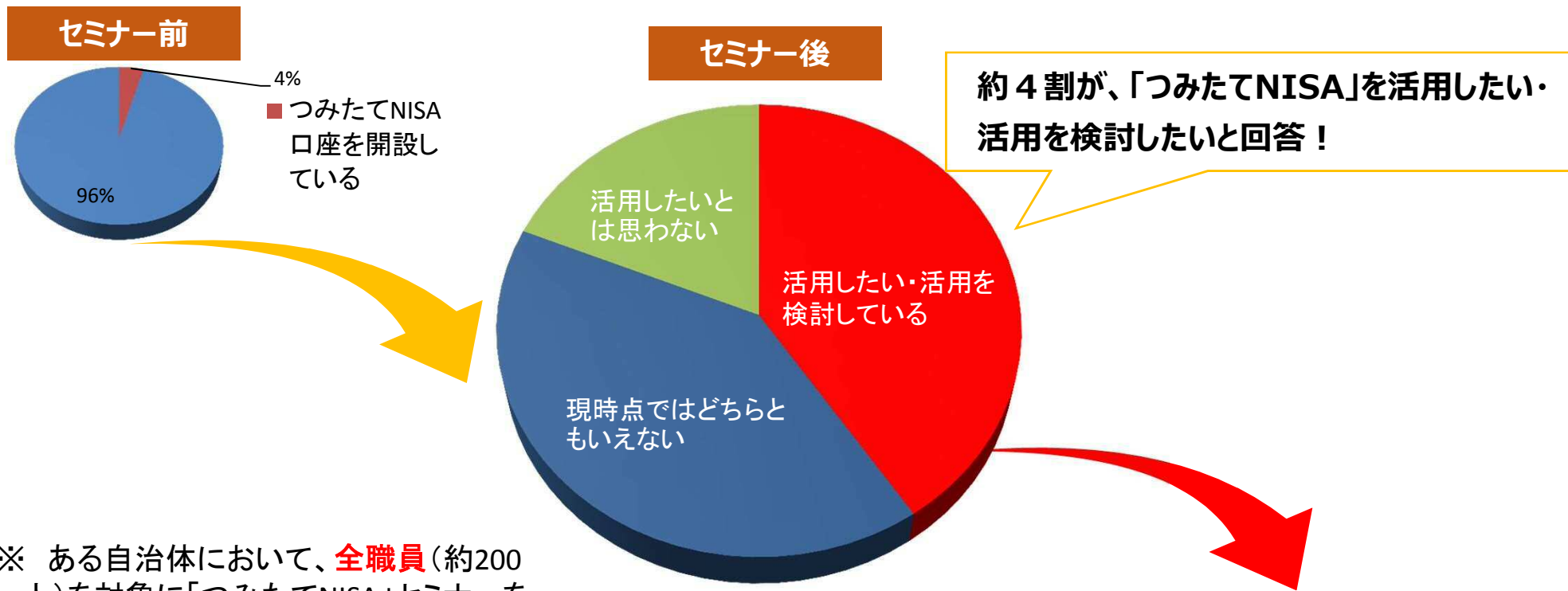


## 4. 50歳で負のライフイベント(失業、病気、天災等)があったケース

- ケース1に加え、50歳でつみたてNISAから400万円引き出し
- 51歳から53歳までiDeCoもつみたてNISAも積立できず



# (参考) 「つみたてNISA」セミナーのアンケート結果



※ ある自治体において、**全職員**(約200人)を対象に「つみたてNISA」セミナーを行い、アンケートを実施したものの。

活用したい・活用を検討したいと回答した者は、性別、年代を問わない。

